

110

消費者110番から

住宅の修理トラブル に注意しましょう



回答

突然、自宅に訪問してきた業者から勧誘を受け、住宅修理工事の契約を結び、トラブルになるケースが多く見られます。雨漏りや建物の老朽化の不安があっても、突然来訪

相談事例

近所で工事をしているという業者が「屋根瓦がずれているのが見えた。」と言っていきなり訪問してきた。築30年以上経っていて、日頃から家の老朽化に不安を感じていた。「屋根に上って点検したい。」と言うので、了承した。点検後、屋根の上で写したという写真を見せられ、「材料が余っているので、今であれば安くできる。」と勧誘を受け、20万円の工事を契約した。後日、職人が来て工事をしたが、2時間くらいで終了した。こんなに短時間で終わるのであれば、代金が高すぎるのではないか。すでに20万円を支払っている。どうしたらよいか。

した業者に安易に点検させると、必要のない工事を勧められる恐れがあります。「足場を設置せずに工事が可能」「近所で工事をしてい

るので材料が余っている」などと言って代金が安くなるという業者には注意が必要です。中には、別の住宅の損傷した箇所の写真を、あたかも自宅が損傷しているかのように見せ、消費者の不安をおおるケースもあるようです。

さらに、工事代金を払わせ、工期が来ても、いつこうに工事を開始しない業者も存在します。いったんお金を支払ってしまつと、後から取り戻すことは困難です。

いきなり訪問した業者に工事を勧められても、その場で

契約してはいけません。別の専門家に確認を依頼したり、複数の業者から見積もりを取るようにしましょう。

訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、クーリング・オフが可能です。工事終了後でも、クーリング・オフができる場合があります。

その他にも住宅の修理トラブルとして、「火災保険を使えば、自己負担なく住宅を修理できる。保険金が出るよう申請をサポートする。」と勧誘するケースも増えていきます。「保険金が出たら、当社が手数料を受け取り、残りの保険金で修繕してほしい。」と言われますが、工事費用の

額だけ保険金の下りるとは限りません。また、保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。経年劣化など自然災害によらない住宅の損害は火災保険の対象外です。うその理由で保険金を請求すると、刑事罰に問われるおそれがあります。

困ったことがあれば、お近くの消費生活センターに相談してください。

消費者トラブルのご相談は、**徳島県消費者情報センターへ**

■問い合わせ先

徳島県消費者情報センター

「消費者110番」

TEL / 088(623)0110